

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から46年3月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで

私は昭和42年1月に退職した後、自分でA市役所に行き、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の納付を始めた。昭和46年10月にB市に転居した際も手続をし、保険料は市役所で直接納付したので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は6か月と短期間であり、申立人は当該期間前後の国民年金保険料を納付済みである上、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②当初の昭和46年10月にB市に転居した際、国民年金の住所変更等の手続を行っていることが確認でき、申立期間②以降のB市在住期間（60か月）に保険料の未納が無いことを踏まえると、申立期間②の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金への加入時期は、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿から、昭和46年9月7日に加入届が提出されたことが確認でき、申立期間①は、その際に国民年金の資格取得日が厚生年金保険の資格喪失日である42年2月6日（加入当初は42年1月30日）に遡及したことによる未納期間と認められる上、当該時点では、申立期間①のうち42年2月から44年6月までの期間は既に時効により、特例納付以外の方法では、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと説明しているが、申立期間①のうち昭和44年7月から46年3月までの期間の保険料は、

上記加入手続時点で、過年度保険料となるどころ、申立人に遡ってまとめて納付した記憶は無く、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和35年1月14日から36年2月1日までの期間及び同年3月8日から同年5月9日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を35年1月14日、資格喪失日を36年2月1日及び同資格取得日に係る記録を同年3月8日、資格喪失日を同年5月9日とし、当該期間に係る標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月14日から36年5月9日まで
② 昭和36年6月13日から同年8月頃まで

私は、申立期間①においてはA社C事業所所有の被曳船（別名は、舢舨）Dに、申立期間②においては、E社（現在は、F社）G事業所所有の被曳船Hに乗り込んでいたことが、船員手帳から確認できる上、申立期間①については、当時、一緒に乗船していた私の兄が年金記録確認地方第三者委員会に申立てをしたところ、記録の回復が認められたので、両申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する船員手帳及び同僚の供述から、申立人がA社C事業所所有の被曳船Dに雇入れされていたことが確認できる。

しかし、I事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①のうち昭和36年2月1日から同年3月8日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人は、「一旦、A社を退社し、I事業所に入社した。約1か月間においてI事業所で勤務した後、

退社し、A社に再度入社した。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間①のうち、35年1月14日から36年2月1日までの期間及び同年3月8日から同年5月9日までの期間について、同社C事業所所有の被曳船Dでの業務に従事していたものと認められる。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚について、A社C事業所に係る船員保険被保険者名簿において船員保険の被保険者記録を確認することができる上、B社が保管する社史によれば、申立期間①当時、申立人が乗り込んでいたとする被曳船Dを含む被曳船が12隻であったことが確認できる上、申立人及び同僚が、「舳には、通常、夫婦、親子、兄弟などの二人一組で乗り込んでいた。」と供述していることから判断できる申立期間①当時の乗組員数と当該事業所に係る船員保険被保険者名簿から確認できる船員保険の被保険者数がおおむね一致することから判断すると、当時、申立事業所においては、ほぼ全ての乗組員について船員保険に加入させていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和35年1月14日から36年2月1日までの期間及び同年3月8日から同年5月9日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳に記載されているA社C事業所における給与額、及び前述の同僚の同社C事業所に係る船員保険被保険者名簿から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立期間①当時のA社C事業所に係る船員保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年1月から36年1月までの期間、並びに同年3月及び同年4月に係る船員保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、昭和36年2月1日から同年3月8日までの期間については、I事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録を確認できる上、申立人は、前述のとおり、I事業所に約1か月間勤務していたことを認めていることから、申立人の当該期間のA社C事業所における勤務実態はなか

ったものと判断できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②については、申立人の所持する船員手帳及び同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、E社G事業所が所有する被曳船Hに雇入れされていたことは推認できる。

しかしながら、当該船員手帳のE社G事業所に係る公認年月日及び官庁名印欄には官庁印が押印されていない上、雇止年月日欄の記載が無いことが確認できる。

また、E社G事業所に係る船員保険被保険者名簿から、舩の船長であった者は8人確認できるとともに、当該8人の船長の舩に乗り込んでいたと推認される同乗者8人のうち一人を除いて、船員保険の被保険者記録を確認することができないことから判断すると、当時、事業主は、必ずしも全ての乗組員について船員保険に加入させていたとは限らないことが推認される。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 794

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月頃から20年8月頃まで

私は、申立期間において、A社B事業所に勤務したのに申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚が、「申立人は、終戦の昭和20年8月15日までの期間において勤務していた。」旨を供述していることから判断すると、申立人が、申立期間において、A社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社B事業所について、事業所名簿(書換え後)に記載は無く、同社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿も存在しないため、同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した期間は特定できないものの、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の備考欄に、「A社B事業所」と記載されている厚生年金保険被保険者が多数いることが確認できることから判断すると、同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所とされていたことが推認できる。

さらに、前述の払出簿に、申立人と氏名の一部が相違し、生年月日が一致する、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記号番号(資格取得日は昭和19年10月17日)が確認できるところ、前述の同僚の供述及

びオンライン記録などから、当該被保険者記号番号は、申立人の記号番号に相違ないと判断できる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳において、A社B事業所で勤務していたとかがえる者について「23・*・*（焼失）」との記載が見受けられる者を確認することができる。

また、C県の資料によれば、昭和23年*月*日にC県庁は火災の被害に遭っており、当時の新聞によれば、「書類の半分は持ち出したが重要な厚生年金台帳を全焼した。これは、各事業所の協力を得て再生できると思う。」とC県が述べていることが確認できるところ、同県の元担当職員は、「C県庁は、昭和23年に火災の被害に遭い焼失した厚生年金記録の修復作業に当たった。1年くらいかけて修復作業を行ったものの、修復時において既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている事業所もあったことなどから、完全に修復できたか否かは不明である。」旨を供述している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務し、事業主による保険料の控除が推認でき、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等から、事業主は、申立人が昭和19年10月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められ、かつ、申立人及び同僚の供述から判断すると、資格喪失日は20年8月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から46年4月1日まで

私は、昭和45年11月にC社を同僚二人と共に退職し、A社B事業所に入社した。一緒に入社した同僚は、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和45年11月15日となっているにもかかわらず、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は46年4月1日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和45年11月にC社を同僚二人と共に退職し、A社B事業所に入社した。」と供述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人及び同僚一人は同社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和45年11月14日に喪失し、別の同僚一人は同年11月15日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人及び同僚二人は46年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を一旦取得したものの、当該同僚二人に関しては、申立人が同社B事業所に係る資格を喪失した同年5月19日後の同年12月1日付けで資格取得年月日の訂正届が提出され、同僚の一人は45年11月15日に資格取得日が訂正されていることが確認できる。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和46年1月4日から同年4月1日までに厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる52人のうち、15人（申立人と一緒に入社したとする前述の同僚二人を含む。）について同年12月1日に資格取得年月日の訂正届が提出され、資格取得日が訂正されていることが確認でき、当該訂正記録が確認できる複数の同僚は、「厚生年金保険料は入社当初から控除されていた。厚生年金保険の加入手続きが遅れたという説明や、後からまとめて厚生年金保険料を控除されたことはなかった。」旨を供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和46年4月の標準報酬月額の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所番号等索引簿において、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶A（船舶所有者は、B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②において船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人の船舶C（船舶所有者は、D）における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和43年12月20日から44年1月15日まで
③ 昭和54年1月27日から同年2月5日まで

私の乗船履歴証明書に記録されているBが所有する「船舶A」における雇入期間のうち、昭和40年3月31日から同年4月1日までの期間（申立期間①）が船員保険に未加入とされている。また、船員手帳に記録されているDが所有する「船舶C」における雇入期間のうち昭和43年12月20日から44年1月15日までの期間（申立期間②）、及びE社が所有する「船舶F」における雇入期間である53年4月13日から54年2月5日までの期間のうち同年1月27日から同年2月5日までの期間（申立期間③）が船員保険に未加入とされている。

全ての申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する乗船履歴証明書において、「船舶A」（船舶所有者は、B）における雇止年月日は昭和40年4月1日

と記録されていることから、申立人が申立期間①に同船舶で勤務していたことが確認できる。

また、「船舶A」に係る船員保険被保険者名簿において、申立人を含む全被保険者142人のうち、月末に資格を喪失している者は22人、1日付けで資格を喪失している者は12人、残る108人は月途中の日付けで資格を喪失しているなど、資格喪失日が月末に集中している状況は見受けられない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人と資格喪失日は異なるものの、月末に資格喪失したことが確認できる同僚の一人は、「船舶Aには、昭和40年4月から同年10月までの期間において乗り組んでいた。給与は下船するときまとめて支給され、保険料もそのときにまとめて控除される仕組みであった。私は昭和40年10月6日に下船したので、そのときに同年9月分の保険料も含めて控除され、健康保険被保険証などを返したと思う。」と供述しているところ、当該同僚が所持する船員手帳の記録は雇入れが昭和40年4月9日、雇止めが同年10月6日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の「船舶A」における船員保険被保険者名簿の昭和40年2月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に廃業しており、事業主は所在が不明であることから確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は「船舶C」（船舶所有者は、D）に雇入れされていたことが確認できる。

また、申立期間②当時の船員保険は、年金保険、健康保険、労働者災害保険及び失業保険が一体となった社会保険であるところ、前述の船員手帳の失業保険金支給記録欄で、「船舶C」における失業保険の被保険者期間として「自昭和43年7月2日 至44年1月14日」の記録が確認できるところ、G運輸局H支局は、「失業保険の被保険者期間の記載に当たっては社会保険庁（当時）を確認していたため、船員保険の被保険者期間と対応

しているはずである。一般的には、会社（船舶所有者）が船員失業証明票を発行し、それを持って本人が船員職業安定所に求職の申し込みに行く。船員職業安定所は、受付の後、社会保険庁に船員保険の被保険者期間を確認して、間違いなければ官庁印を押した後、失業保険金の支給を行う流れとなっていた。」と回答している。

さらに、事務センターは、「船員手帳の雇止日と船員保険被保険者資格の喪失日は必ずしも対応しないが、船員保険の被保険者期間は、失業保険の被保険者期間と基本的に対応しているはずである。申立人の被保険者期間が対応していないことについては、当時の資料が無いため不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間における資格喪失日は、船員手帳に記載されている失業保険の被保険者期間「至 44 年 1 月 14 日」の翌日である昭和 44 年 1 月 15 日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の「船舶 C」における船員保険被保険者名簿の昭和 43 年 11 月の記録から、6 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は「船舶 F」（船舶所有者は、E 社）に雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、「船舶 F」に係る船員保険被保険者原票には、申立人の資格喪失日が昭和 54 年 1 月 27 日と記載されており、同年 1 月 31 日に健康保険被保険者証を返納した記載が確認できる上、同被保険者原票の「則第 29 条第 2 項関係」欄には、同年 1 月 27 日の資格喪失日後の継続療養給付を受給する証明書を同年 2 月 1 日に交付していることが記載されている。

また、「船舶 F」の申立期間③当時の船長は、「乗組員が病気のために船を降りるときは、替わりの乗組員が決まってから雇止めの手続をしていたので、雇止日と船員保険被保険者資格の喪失日とは異なる日付になる場合があった。」と供述している。

さらに、申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から32年12月11日まで

私は、A事業所に勤務していたときは厚生年金保険に加入していたことも、脱退手当金の制度も知らなかった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1年11か月後の昭和34年11月20日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和33年9月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

大分国民年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 41 年 3 月まで

私は、20 歳の頃に実家を出て働いていたので、給料の一部を両親に送金し、母親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

21 歳の頃に実家に戻ってからの国民年金保険料は、母親が私の分と併せて地区の集金で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳の頃から母親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 41 年 6 月頃に申立人の弟と連番で払い出されており、申立期間は資格取得日が 20 歳到達時に遡及したことによる未納期間であると認められる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の上記手帳記号番号と連番で払い出されている申立人の弟は、申立期間の国民年金保険料が未納となっている上、A 町（当時）の国民年金被保険者名簿によると、申立人と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親についても、i) 昭和 37 年 2 月から同年 8 月までの保険料を過年度納付、ii) 37 年 9 月から 39 年 3 月までの保険料を特例納付（附則 13 条）していることがそれぞれ確認できることから、申立期間の保険料を地区の集金で現年度納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付

したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から同年 10 月まで

私は、昭和 42 年 3 月に退職した後に、次兄の勧めで国民年金に加入し、A 市役所で国民年金保険料を納付した。当時の国民年金保険料は 1 か月 100 円で 3 か月分をまとめて納付したこともあったと記憶しているので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 3 月に退職した後に次兄の勧めで国民年金に加入し、A 市役所で国民年金保険料を納付した。」旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人は、昭和 49 年 1 月 28 日を資格取得日として B 市で国民年金に任意加入しており、申立期間当時、A 市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、「当時の国民年金保険料は 1 か月 100 円であった。」と主張しているが、申立期間当時における 1 か月の国民年金保険料は 200 円（35 歳以上は 250 円）である。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めた申立人の次兄は既に亡くなっており、申立期間当時の国民年金への加入及び保険料納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年5月までの期間及び48年4月から50年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年8月から47年5月まで
② 昭和48年4月から50年11月まで

私は、結婚して以来、地区の集金で国民年金保険料を毎月納付してきたので、結婚後の期間に保険料の未納期間は無いと思っている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、結婚して以来、地区の集金で国民年金保険料を毎月納付してきたので、結婚後の期間に保険料の未納期間は無いと思っている。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳交付簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、任意加入した昭和50年12月頃に払い出されていることが確認でき、申立期間はいずれも国民年金の未加入期間であることから、申立期間に係る納付書は発行されず、当該期間に係る保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が所持している国民年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄には、「昭和50年12月23日」と記載されており、同日付けで国民年金の被保険者となったことが確認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期などについて記憶が曖昧であり、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月頃から同年 5 月頃まで
② 昭和 36 年 6 月 13 日から 39 年 12 月 8 日まで

私は、申立期間①においてはA社（現在は、B社）C事業所所有の被曳船（別名は、舢舨）Dに、申立期間②においてはE社（現在は、F社）G事業所所有の被曳船に、私の夫と一緒に乗り込んでいた。申立期間①については、一緒に乗船していた私の夫が年金記録確認地方第三者委員会に申し立てたところ、記録の回復が認められたので、両申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が、A社C事業所に勤務し、同社C事業所が所有する被曳船Dに乗り込んでいたことは推認できる。

しかしながら、申立人の夫及び当該夫の弟が所持する船員手帳から、両者が申立期間①を含む昭和 35 年 1 月 14 日から 36 年 5 月 9 日までの期間においてA社C事業所が所有する被曳船Dに雇入れされたことが確認できる一方、申立人は、「当時、会社から船員手帳はもらっていない。」と供述している。

また、B社が保管する社史によれば、申立期間①当時、申立人が乗り込んでいたとする被曳船Dを含む被曳船が 12 隻であったことが確認できるところ、申立人及び複数の同僚は、「舢舨には、通常、夫婦、親子、兄弟などの二人一組で乗り込んでいた。」と供述しており、A社C事業所に係る船員保険被保険者名簿及び同僚の供述などから同じ舢舨に二人一組で乗り込んでいたと推認される者が 18 人確認できる一方、同じ舢舨において、3人以上

の者に係る船員保険の被保険者記録を推認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間①における申立人の船員保険の被保険者記録は確認できず、被保険者記号番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、B社は、「当時の船員保険料の控除等に係る関連資料は無く、申立人の船員保険の加入状況等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等を確認することができない。

なお、H社I事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認することができない。

2 申立期間②のうち、昭和36年6月13日から38年12月26日までの期間について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が、E社G事業所に勤務し、同社が所有する被曳船に乗り込んでいたことは推認できる。

しかしながら、E社G事業所に係る船員保険被保険者名簿から、申立人の夫の氏名欄に「扶」の印が押印されていることが確認できるところ、年金事務所は、「『扶』の印が押されている被保険者には、被扶養者がいたものと考えられる。」と回答している。

また、E社G事業所に係る船員保険被保険者名簿から、申立人の夫と同じ舩船長であった者は7人いたことが確認でき、このうち5人は妻と一緒に舩に乗り込んでいたことが申立人及び同僚の供述から推認できるものの、4人の妻は申立人と同様にE社G事業所に係る船員保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、事業主は、必ずしも全ての乗組員について船員保険に加入させていたとは限らないことが推認される。

さらに、申立人は、「E社G事業所所有の被曳船に、私の夫と一緒に乗り込んでいた。」と主張しているものの、申立期間②のうち、昭和38年12月26日から39年8月4日までの期間については、申立人の夫の所持する船員手帳において雇入れに係る記載が確認できない上、当該期間に係る申立人の夫の船員保険の被保険者記録も確認できない。

加えて、申立期間②のうち、昭和39年8月4日から同年12月8日までの期間については、E社J事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の夫の扶養欄に被扶養者として申立人の氏名が記載されていることが確認できる。

また、申立期間②において、申立人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる。

さらに、E社G事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立期間②に

における申立人の船員保険の被保険者記録は確認できず、被保険者記号番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、F社は、「当時の船員保険料の控除等に係る関連資料は無く、申立人の船員保険の加入状況等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等を確認することができない。

なお、K社G事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認することができない。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 799 (事案 45 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月頃から 42 年 12 月頃まで

私は、昭和 36 年 9 月に A 事業所を退職してから 42 年 12 月に B 社に勤務するまでの約 2 年間において、C 社(現在は、D 社)に勤務した。C 社は、大きな会社であり、厚生年金保険に加入していると思うが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないため、訂正してほしいと年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得いかない。

今回、新たな事情は無いが、申立期間を変更して、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) D 社に対して申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用の有無について照会したものの、その事実を確認できる関連資料は無い上、申立人の雇用条件等に係る供述を得ることができないこと、ii) C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できないこと、iii) 申立人は申立期間において国民年金に加入し、昭和 38 年 4 月から 39 年 12 月までの期間において国民年金保険料を納付していること、iv) 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事実が無いが、C 社は大きな会社だったので厚生年金保険に加入していないはずはないとして、申立期間を変更の上、再申立てを行っている。

しかしながら、C社のE寮と一緒にいたとする同僚の供述から判断すると、申立人がC社に勤務していたことは推認できるが、D社に申立人の勤務実態等について再度照会したところ、人事担当者は、「当社の従業員整理番号簿に申立人の氏名は記載されておらず、申立人の勤務形態や雇用形態は不明である。」旨回答するなど、申立人の勤務時期を特定することができない。

また、人事担当者は、「従業員整理番号簿に申立人の記載が無いことから、申立人は、臨時従業員だった可能性が高い。当時、臨時従業員については厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、D社から提供を受けた厚生年金保険管理台帳において、申立期間当時に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる32人について再度調査したところ、同管理台帳に記載されている32人全員の厚生年金保険の被保険者記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している上、同管理台帳において申立人の氏名は確認できず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 800 (事案 544 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 9 月頃から A 社（現在は、B 社）で C 職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 61 年 3 月 1 日と記録されており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当初から C 職であったのに、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得できない。

今回、新たに当時の同僚 3 人の連絡先を伝えるので、再度申立てを行う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が A 社で勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から認められるものの、i) 申立人の夫が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人は申立期間のうち、昭和 55 年 9 月 1 日から 57 年 4 月 1 日までの期間において、夫の被扶養者として認定されていたことが確認できること、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、iii) 申立人に係る国民年金特殊台帳の記録から、申立人は申立期間のうち昭和 60 年 4 月から 61 年 2 月までの期間は国民年金保険料の免除を申請していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から新たに提出された同僚 3 人の連絡先に

基づき、当該同僚らに聴取したが、申立人が申立期間において勤務していたことは推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできない。

また、申立人に係る国民年金保険料未納者納付勧奨カードの昭和 59 年 1 月の記録から、申立人は国民年金の納付勧奨に対し、「現在失業中のため収入なし。」と文書により回答している記載が確認できるところ、前述のとおり、60 年 4 月から 61 年 2 月までの期間については国民年金保険料の免除を申請していることが確認できる。

さらに、B 社の社会保険事務担当者は、「当時の資料は、保管年数を経過したため処分しており、厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の加入等に関する取扱いについては不明である。」と供述しており、新たな供述を得ることはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。